

# 開札後の手続(概略)

入札終了の約1週間後

## 【開札】

- ①最高価買受申出人(=落札者)の決定

開札の約1週間後

## 【売却許可決定】

- ②最高価買受申出人を買受人とする決定(売却不許可事由がない場合)

売却許可決定日から1週間経過後(最終日が休日の場合は翌日)

## 【売却許可決定の確定・代金納付開始】 ※執行抗告(不服申立)がない場合

- ③裁判所から買受人に代金納付期限通知書送付
- ④残代金・登録免許税・郵便切手等の納付(=所有権の移転)
- ⑤裁判所から法務局に登記嘱託(登記名義の移転・差押登記等の抹消)
- ⑥法務局から裁判所に登記完了証送付
- ⑦裁判所から買受人に登記完了証送付

代金納付通知の約1か月後

## 【代金納付期限】

- 期限までに残代金等の納付がなければ、売却許可決定が失効
- 買受申出保証金の没収(配当原資への組み入れ)
- 再度の売却

(注意)

- ※ 日程は、上記と異なる場合があります。具体的な日程は、青ファイル冒頭の期間入札の公告または閲覧室に掲示してあるスケジュール表をご覧ください。
- ※ 代金納付の際の必要書類等は、「代金納付の手続(概略)」をご覧ください。なお、詳細な説明書は、代金納付通知書に同封しています。